

# 福 井 県

---

## 第7期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画（案） に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

平成30年3月27日  
福井県健康福祉部長寿福祉課

「第7期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画（案）」について、  
県民の皆様からご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。  
県では、いただいたご意見を「第7期福井県老人福祉計画および介護保険事業  
支援計画」および今後の施策の参考にさせていただきます。

- 1 募集期間  
平成30年2月23日（金）から3月8日（木）まで
- 2 意見件数  
15件（6人）
- 3 提出された意見の概要および県の考え方  
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先  
福井県健康福祉部長寿福祉課介護保険事業支援グループ  
TEL 0776-20-0331  
FAX 0776-20-0642  
E-mail choju@pref.fukui.lg.jp

第7期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画（案）  
に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

○計画全般について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1	介護や医療にかかる費用を減らすには、健康寿命をのばすことが大切であり、そういった意識を高齢者一人ひとりが持つことが必要である。	高齢化が進む中、高齢者の健康づくりは重要な課題であり、本計画でも重点項目として、社会参加を通じた「生涯活躍社会」の推進を挙げています。 特に高齢者には、フレイル（介護が必要となる一歩手前の筋力や認知機能など心身の活力が低下した状態）予防活動を推進し、栄養、運動および社会参加による高齢者の自発的な健康づくりを促進することとしております。

○社会参加について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
2	特に「社会参加」が重要であると記載されているが、社会参加しなくなった（していない）人にアプローチするには労力が必要だと考える。高齢者へのアプローチも大事だが、高齢者になる前の段階からのアプローチも必要ではないか。	定年退職を迎える中高年者を対象に、地域貢献活動やボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、活動者との交流の機会を提供し、その魅力や成果を実感してもらうことで関心を高め、退職後の地域活動への参画を促進します。

○住民主体型サービス等について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
3	元気なシニア層や地域住民に一定の役割を求めていくという方向性は正しいと思うが、単に、福祉の担い手という観点のみから役割を求めるのではなく、教育や防災、ふるさとの活性化等を含めたまちづくりの観点からも呼びかけていけば、動員が進むのではないか。	住民による見守りや生活支援等の地域貢献活動は、福祉だけでなく、防災や地域の活性化などにもつながるものであることから、防災など様々な部署や機関と連携して、広く住民に呼び掛けるよう、市町に促していきます。
4	高齢者の一人暮らしや高齢老夫婦のみの世帯が増える中、非常時には行政による支援が希薄になってしまうため、もっと地域に住む人同士が助け合い、支え合い暮らしていけるような仕組みがあるとよい。	

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
5	老人クラブがこれまでに取り組んできた友愛活動（声かけ、安否確認、話し相手、ゴミ出し、サロンなど）や健康づくり、介護予防活動が、新しい総合事業に組み込まれたが、住みよい地域づくりのためには関係機関が連携して活動することが大切である。	各市町においては、生活支援コーディネーター（住民が主体的に生活支援等のサービスを提供するよう、意識啓発や調整等を行う旗振り役（市町が設置）が中心となり、地域の各種団体に構成される「協議体」を設け、総合事業に関する意見交換や情報共有を行っています。こうした各種団体の連携が進むよう、生活支援コーディネーターの養成研修などの支援の充実を図ります。

#### ○在宅ケアについて

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
6	在宅ケアをもっと普及させるために、「自宅でも、こんな風に医療や介護を受けられますよ。」といった行政や病院・介護事業所のPRが必要だと考える。	現在も県において在宅医療に関する県民公開講座の開催等によるPRのほか、各市町においても在宅医療に関する普及啓発を実施していますが、今後も、在宅ケアの提供に関する情報や、将来の医療等の希望に関する意思決定を行う「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」について、県民の方々に十分情報が届くよう、様々な方法でPRに努めていきます。
7	在宅ケアを推進しても、ずっと自宅ではなく、本人や家族の希望で時々入院したり、介護施設を利用したり、柔軟に対応してもらえるとよい。	在宅ケアは、高齢者が療養の場として希望する選択肢のひとつとして推進しています。現在、在宅でケアを受けている方が必要に応じて地域の医療機関に入院できる体制を各市町で整えています。介護施設についても必要な方が入所できるよう整備を進めるなど、ご本人や家族の希望に応じて療養の場を選択していただける環境整備を推進します。

#### ○介護人材について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
8	介護職員の需要推計が記載されているが、介護職員の数は、単に要介護認定者の数だけで決まるものではなく、要介護度や在宅・施設サービスの割合がどうなるかによっても変わってくるため、もっとわかりやすい説明があるとよい。	介護職員の需要推計は、要介護認定者数の伸びや在宅・施設サービスの利用の見込み、サービスごとに必要な介護職員数などを踏まえて推計しており、この推計方法の概要を記載します。

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
9	「社会を支える介護人材の確保・育成」の項目で、労働環境の改善や介護人材の養成などが記載されているが、まずは、介護の仕事のイメージを良いものにするのが大事である。	介護の仕事を選んでもらうためには、介護の仕事に対するイメージアップが重要と考えており、小中高生の介護の職場体験や出前講座の回数を増やすとともに、小学生向け親子バスツアーを開催するなどして、介護の魅力や重要性を伝えていきます。
10	高校生や小中学生を対象とした職場体験の機会の拡充は良いことであると考えます。	
11	人材不足は介護業界に限ったことではなく、全産業に共通する問題であり、生産労働人口が減少する中では、賃金等の処遇が最も重要だと考える。	介護事業所を訪問し、処遇改善加算の取得などを促し、さらなる賃金の上昇に努めます。 また、賃金を上昇させるためには介護事業所の経営改善が必要であり、県では、平成26年度から、介護事業所への中小企業診断士等の派遣や管理者向け経営セミナーを実施しています。
12	介護人材の確保については、少しでも新しい施策に積極的に取り組むことが大切である。	平成28年度には、全国で初めて外国人介護福祉士を養成するための支援事業を創設し、平成29年度には介護施設における高齢者の短時間勤務「ちょこっと就労」の促進に取り組みました。平成30年度には介護ロボットの導入支援を行うなど、今後も新たな施策を実施し、介護人材の確保に努めていきます。
13	ちょこっと就労では、元気な高齢者だけでなく、主婦からも募集を行うとよい。子どもが保育園等に行っている間の時間を使って働きたいという需要もあるのではないかと考える。	平成30年度からは、ちょこっと就労の対象者を主婦など高齢者以外にも拡大します。これにより、副業として介護事業所で働く人の増加につながるものと考えます。
14	様々な業種で副業を認める動きがあるが、これを捉えて「副業は介護」という流れを作るとよい。	

#### ○要介護認定申請手続きについて

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
15	要介護認定申請手続きの適正化について、市町直営の認定調査員による取組みの強化が必要である（更新認定時には施設のケアマネージャー等に認定調査を委託している場合が多いが、適正化を図るためには、市町直営の認定調査員が調査を行った方がよい。）。	制度上、更新認定の場合は施設のケアマネージャー等に認定調査を委託できますが、さらに認定の適正化を図るため、更新時における市町直営の認定調査員による調査について、市町と相談していきます。